

平成25年5月

議会運営委員会会議録

平成25年5月2日（木曜日）

午前9時28分から

午前9時50分まで

第3委員会室

◎出席委員（8名）

委員長	矢 幡 秀 則 君	副委員長	三 浦 知 里 君
	柴 田 浩 行 君		水 野 正 光 君
	久 世 高 裕 君		吉 田 鋭 夫 君
	稲 垣 民 夫 君		市 橋 円 広 君
議 長	山 田 拓 郎 君	副 議 長	上 村 良 一 君

◎欠席委員（なし）

◎職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	加 藤 正 博 君	議事課長	後 藤 年 明 君
統括主査	舟 橋 きよみ 君		

◎説明のため出席した者の職・氏名

総務部長	石 田 雅 夫 君	総務課長	中 村 誠 君
------	-----------	------	---------

〈開会 午前9時28分〉

◎委員長（矢幡秀則君） おはようございます。全員、出席ですので、ただいまより、議会運営委員会を開催いたします。協議に入る前に、3月22日の議会運営委員会にて、5月臨時会を議長から市長に対し、招集請求するよう進める予定でありましたが、議案の提出に伴い市長より招集となりましたので報告いたします。それでは最初に、5月臨時会についてを議題といたします。5月臨時会への提出議案について、当局から説明をお願いします。

◎総務部長（石田雅夫君） おはようございます。今回提出議案は、財産の取得についてが1件、人事案件が1件、の計2件を予定しております。それではお手元の資料を、平成25年5月臨時会全員協議会資料をお願いします。裏面の10頁目をご覧ください。財産の取得については1頁の羽黒中央公園用地としての用地区画を予定しております。続きまして、人事案件として、3頁をご覧ください。犬山市教育委員会委員の任命についてを予定しております。説明は、以上であります。

◎委員長（矢幡秀則君） 説明は終わりました。何かご質問があればお願いします。よろしいですか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） 特に、質問もないようですので、提出議案については了承することとします。当局には、これで退席していただきます。ご苦労様でした。

次に、会期日程についてでございます。会期日程については、去る3月22日の議会運営委員会において決定いただきましたが、念のため事務局から発表してください。

◎議事課長（後藤年明君） それでは、会期日程案の資料に基づいてご説明いたします。会期は5日間で5月9日から5月13日ですが、第1日目の9日のところで、議案の上程がございましたので、摘要欄の中で、議案上程説明から採決までが、前回、議運で説明した後、追加されております。採決の後、議長の辞任許可、常任委員会委員の選任、議会運営委員会の選任、その後、役員改選ということで10日役員改選、13日が閉会ということです。以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） お聞きのとおりですが、当局提出議案の採決終了後に引き続き役員改選に入らせていただきますのでご承知置きをお願いします。会期日程について、何かご意見や確認したい点があれば、ご発言をお願いします。よろしいですか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） それでは、5月臨時会の会期日程については、この日程案のとおりと決定させていただきます。次に、今回提出される2議案につきまして、精読時間は、どのくらいとさせていただいたらよいかご協議願います。はい、市橋委員。

◎（市橋円広君） 5分でどうですか。1つが人事案件ですから、まあ5分くらいでどうですかという。

◎委員長（矢幡秀則君） 5分という案ですが、よろしいですか。どうですかね。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） 5分という声がありましたので、それでは、精読時間は、5分とさせていただきます。なお、今回の案件は一括議題といたします。また、提出議案は、民生文教委員会、建設経済委員会に、それぞれ付託させていただきますのでご承知おきください。次に、会議録署名議員についてでございます。5月臨時会の会議録署名議員は、3番 柴田浩行議員と18番 三浦知里議員となりますのでご承知置きください。次に、正副議長の選出方法についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

◎議事課長（後藤年明君） それでは、正副議長の選出スケジュール表に基づいて説明をいたします。横の表であります。A案、B案とありまして、それぞれ、A案、B案とまた別紙で記述した縦の用紙のほうがございます。A案につきましては、議長の立候補の届出が臨時会開会日前日の正午まで受け付けるということで、事前に受付けるものでございます。臨時開会后、議長選挙前に、休憩をとり議場にて全協を開催し、所信表明演説を行うものでございます。それに対しB案のほうですが、議長の立候補の届出は議長辞任届けを受理し、議長の辞任許可後受付を開始するというもので、時間といたしまして、指定する時間として1時間前後ということで、この表に示しておりますが、「まで受け付

けるものとする」ということをございます。その間は休憩とし、引き続き休憩中に議場において全協を開催し、立候補者は所信表明演説を行うということで、A案が事前に届出をするということでB案に対する時間の短縮をみております。副議長につきましては、A案、B案のほうもでございますが、A案については、立候補の届出が臨時会開会后、議長が選出された後、受付を開始し、こちらも1時間前後みておりますが、指定する時間まで受け付けるものとする。B案におきましては、副議長の立候補届出が、副議長辞任届けを受理し副議長辞任許可後、受付を開始し1時間前後まで受けるものとしします。以上、A案とB案をお示しさせていただきました。協議のほうをよろしく願いいたします。

◎**委員長（矢幡秀則君）** それでは、いま、事務局の連絡のとおりA案とB案がございまして、時間短縮のためにA案と、もう1つは、議長の後に1時間余分にとるというものということでどちらがよろしいかということです。皆さん、いかがでしょうか。

◎**（水野正光君）** まえは、できなかったの。受付の項目は入ってなかったの。

◎**委員長（矢幡秀則君）** 前はこのことについてやってなかったです。今回、急遽みなさんに協議していただいて。はい、事務局長。

◎**局長（加藤正博君）** 平成23年度の2年前においては、議員改選後でしたので、議長も副議長もみえない状態で5月の臨時会がありましたので、立候補を前もって受け付けたということなのですが、今回、改選期ではありませんので、議長も副議長もみえる中で受け付けてしまっているのかということもあって、今回ださせていただきました。2年前にはルールがあったのですけれども、状況が違いますので、申し訳ありません。

◎**委員長（矢幡秀則君）** 何かありますか。

◎**（稲垣民夫君）** A案とB案の違いは。

◎**議長（山田拓郎君）** 要するに、正式に議長の辞任許可をするという、議会で許可をするわけです。正式な許可のまえに、じゃあ受け付けているというのは、いいのかどうかっていう、その違いなのです。

◎**（稲垣民夫君）** やはり、ルールに則れば、辞任の許可をしてから、多少時間がかかってもルールどおりにやったほうがいいのではないのでしょうか。

◎**委員長（矢幡秀則君）** 稲垣委員からのB案のほうがルールどおりだという話もありますし、皆さんの話し合いで決めてもらいたいのですが、どうですか、みなさん。

◎**（水野正光君）** 1時間程度っていうのは、今までだいたいそんな。

◎**委員長（矢幡秀則君）** 事務局にもう一度、説明をお願いしたいのだけれど、この、議長がまだ辞職願をだしていないのに、受け付けるA案ですけれど、その時間帯の差だけなのかという。

◎**局長（加藤正博君）** もちろん議長の辞任届出後に、立候補を受け付けるべきだと思っておりますが、今、言うのは許可をした後に受け付けたほうが正規じゃないかと受け付けたことが正規だということですね。ですからそこらへんが違ってくるということです。今の1時間程度という部分については、23年度においては、議長は開会前にも受け付ける状況、議長はおりませんでしたから受け付けましたが、副議長については2時間

とってありました。23年度については、そこらへん、事務局案としては、今回1時間にさせていただきます。ということです。

◎委員長（矢幡秀則君） 推薦人の届出書、いりますよね。

◎局長（加藤正博君） 届出書については、同じ状態ですので推薦人はいるし、本人の立候補がない場合は、推薦者によるという、後の下線の引いてない項目については、A案もB案も同じ今までどおりのかたちをとらせていただいておりますので、読み上げてはいませんがそういったかたちになっています。

◎（吉田鋭夫君） 問題は当然として受付時間設定の件を、今、検討しているのです。

1時間いるのか2時間いるのか、15分でいいのかと、まあ、やる人はそれなりに準備しているでしょうから、その時間で悩んでやることはないでしょうから、多少短くてもいいんじゃないでしょうか。

◎（水野正光君） そうじゃなくて、受付時間の話。

◎委員長（矢幡秀則君） 受付時間の話。B案でいいわけですか。

◎（吉田鋭夫君） 受付の時間を短くてもいいんじゃないかと。1時間程度でということ。

◎委員長（矢幡秀則君） よろしいですか、皆さん。それでは、事務局提案のB案で全員協議会に報告したいとおもいますので、ご承知おきください。よろしいですか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） 次に、前々回からの協議事項でありました「討論の通告期限等について」を議題といたします。前回の議論を踏まえ、まずは事務局から説明をお願いします。

◎議事課長（後藤年明君） 前回の議論のなかで、方向性が示されたと思っております、それを受けまして案を作成いたしております。資料に基づいてご説明させていただきます。従来の通告制とし、通告期限は委員会最終日の午後5時までとするというものを、通告制とし、通告は委員会終了後、すみやかに行うこととする。ということで「すみやかに」という表現を前回いれるべきではないかということでありました。もう1点ありますが、「ただし、反対討論は、」という以降ですが、「事前に口頭で議長に通告することとし、緊急に通告があった場合には、討論の準備に必要な時間を確保するものとする。」ということで、緊急に通告があった場合以降ですが、時間の確保ということも議論のなかであったというように思いますので、そこを追加させていただいております。以上です。

◎委員長（矢幡秀則君） 清風会さん、よろしいですね。フォーラムさんよろしいですね。これはですね、みなさん、会派に持ち帰っていただいておりますが、今の、事務局案のとおりでよろしいですか。

（「はい」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） それでは、この件につきましては、事務局案のとおりとさせていただきます。これも全員協議会で周知したいと思いますので、ご承知おきください。次に、前回の協議事項でありました、「3月定例会の一般質問通告について」を議題といたします。前回の議論を踏まえて、まずは事務局から説明をお願いします。

◎**議事課長(後藤年明君)** はい、それではご説明いたします。3月議会の施政方針演説に対する一般質問ということでありまして、従来施政方針演説のある議会での施政方針演説に対する一般質問の通告期限は、開会日翌日の正午までとするということ、文面通りでいくと、施政方針演説に関する一般質問のみをしようとしても、というところが、抵触していたと思います。その部分で、正午までとする以降のところ、ただし、外の一般質問をせず施政方針演説に対する一般質問のみを行う場合、質問の順については議会運営委員会を開催し、追加決定するものとする。ということで、施政方針演説のみの一般質問を後で受け付けるということと議運に諮ってということを追加しております。以上です。

◎**委員長(矢幡秀則君)** この申し合わせ事項の件で修正案をご覧いただいているのですが、皆さん、こういうふうで申し合わせ事項にしたらどうですかという意見ですけど、ただし、他の一般質問はせずというやつですけど、読んでいただいてわかると思いますが、下の方に例で議運で決定した順が書いてありますけれど、これは議運でまたやってもらいますけれど。はい、久世委員。

◎**(久世高裕君)** 一番最後の※の後の①、②というのは、その都度議運でその都度決めていくということでしょうか。

◎**委員長(矢幡秀則君)** 議運で諮ったらどうでしょうかねと思いますけれど、皆さんそのところどうでしょうか。3月のみですからね。施政方針だけですから、年に1度あるかないかだけですから、これ申し合わせ事項に入っていませんでしたから。申し合わせ事項に入ただけです。議運で、決めたらどうかと思いますが、どうでしょうかね。

◎**(稲垣民夫君)** 議運で諮らないといけないね。

◎**委員長(矢幡秀則君)** この件について何かご質問があれば。それでは、一般質問の通告の件ですが、このような形で全員協議会で周知したいと思いますので、ご承知おきください。続いて、その他の件でございますが、去る4月18日に、第96回東海市議会議長会定期総会が開催され、岡議員に在職30年の特別表彰、水野議員、柴山議員の在職10年一般表彰がありましたので、表彰状の伝達を開会日初日の諸般の報告の後、直ちに議場で行うことといたしたいのでご承知おきください。今度、5月議会です。その他、何かご意見がありましたらお願いします。はい、水野委員。

◎**(水野正光君)** 正副議長の選出で、所信表明の演説があるでしょう。全協でやるんでしょう。特に、議長の所信表明なんかは、職員に聞いてもらったほうがいいから。

◎**議長(山田拓郎君)** それは、強制せずに呼びかけたらどうですか。傍聴を。だから、興味のある方とはいうか、各部に連絡して任意で判断してもらえば。

◎**委員長(矢幡秀則君)** 今の、水野委員の質問ですが、幹部の方に事務局から全協でやるから傍聴してもらってもいいですよって事を案内だけだすようにしてもらったらどうですか。よろしいですか。

(「はい」。)の声

◎**局長(加藤正博君)** 先ほど、B案で進めるということで決定をいただきましたので、それでいきますと立候補の時間もありますので、全員協議会を議場でやるとしましても、

何時からやるかということも放送をかけなくてはいけないから、その折に、傍聴もできるといふ意味合いも含めて流します。

◎委員長（矢幡秀則君） 他に、何かご質問ありますか。

（「なし」。の声）

◎委員長（矢幡秀則君） 特に、何もないようなので、議会運営委員会を閉じます。この後、午前10時から全員協議会が開催されますので、第1・2委員会室にご参集ください。お疲れさまでした。

〈閉会 午前9時50分〉